平成２３年（フ）第３０７１号
札幌市北区篠路町上篠路109番地96　サンヒルズゆりがはら203号
債務者　石井　一春
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７２号
札幌市北区篠路町上篠路109番地96　サンヒルズゆりがはら203号
債務者　石井　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４８号
札幌市手稲区前田６条13丁目２番８―103号
債務者　田中　涼一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
群馬県太田市鶴生田町765番地　アムール103号
債務者　髙野　　映
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３６５号
群馬県高崎市下豊岡町538番地　プチハウスコスモス104号
債務者　松浦　照幸
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８３号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉4603番地１
債務者　原田由美子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４７３号
埼玉県熊谷市中奈良1090番地
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７５号
埼玉県羽生市西４丁目19番地２
債務者　原口　松夫
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４５号
千葉県東金市田間126番地８　ハニーハイツⅡ―103
債務者　水口八重子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６号
千葉県山武郡横芝光町古川474番地２
債務者　宇井　富子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
千葉県東金市下谷169番地５
債務者　斎藤　則夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６００号
堺市南区竹城台１丁１番３―425号、前住所堺市南区原山台１丁３番３―202号
債務者　堺南工業こと　木村　秀一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７４号
大阪府河内長野市楠町東1198番地の３　２―208号
債務者　松村　達治
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２５９号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目８番14号
債務者　久保田　晃
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７９号
大阪府松原市三宅中２丁目２番21号
債務者　日野上ゆき子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４６号
堺市南区若松台２丁３番25―110号
債務者　三上　正仁
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３７号
堺市堺区北瓦町１丁１番19―202号
債務者　鍵谷己奈子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係